

〔表紙〕米国の言語学者 ウィリアム・バクスターは、「権（權）」の字源を天秤の錘と推定している。また「衡（＝はかり）」は常に平を主（つかさど）る。物の軽重を称（は）かって、前（すす）めしりぞけて、もって平に就くものは權（ケン）（錘・おもり）なり。故に物事の時義をはかって変遷して道に就くを權という。（『六書故・卷二十一』）から、時局の形勢をみきわめ、たくみに自分に利益を図ることを「權」とよんだ。（加藤常賢『漢字の起原』）

著作権法は著作者を護るだけでなく、著作物を正しく使うための法でもある。正しく知ること、権利の濫用による無用の争いは無くしたいものである。

C NOTE

JAGDA
創作保全委員会
Report 4



発行日／2025年8月20日

企画・編集／JAGDA創作保全委員会

編集長／味岡伸太郎

編集委員／藤崎知子 植木 誠 梶 友宏 葛本京子

北川裕子 瀧脇大典 田中雄一郎 本田未禰

近藤直樹（事務局）

監修／前原一輝（弁護士）

デザイン／味岡伸太郎

テキスト／北川裕子

Web／藤崎知子

C_NOTE ログタイプ／田中雄一郎

イラストレーション／宮田香里

印刷・製本／株式会社シナノ

発行所／公益社団法人日本グラフィックデザイン協会（JAGDA）

〒107-6205 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー 5F

TEL: 03-5770-7509 FAX: 03-3479-7509

jagda@jagda.or.jp

<https://www.jagda.or.jp>

JAGDA

公益社団法人日本グラフィックデザイン協会

Aug–Nov
2025

4

Copyright
Protection



JAGDA創作保全委員会 Report

C NOTE



目次

知財権 TALK

写真家とデザイナーのための

著作権マナー（後編）2

著作権の基礎知識 8

著作権 Q&A 10

デザイナーのための判例解説

商品包装デザイン事件 12

日本美術著作権連合の声明文 14

フリーランス新法 16

創作保全委員だより 18

創作保全委員会の活動報告 19

JAGDA

公益社団法人日本グラフィックデザイン協会



棚井文雄さん 撮影：味岡伸太郎

TALK.1

**人生をかけて作品を生み出すクリエイターと、
急加速で技術が進化し、広まる生成 AI。**

藤崎 急加速でAIによる制作物が増えています。たとえば伊藤園のCMや、亡くなった松田優作を起用したAQUOS、PARCOの広告に至っては、モデル、動画、ナレーション、音楽も全てプロンプトによる生成AIによって作られています。この状況についてどうお考えでしょうか？

棚井 AIそのものについては、医療、福祉、介護などの分野で、これから人間をサポートしてくれる存在として大きく期待しているところです。そして、写真のような画像、文章など、さまざまなものを容易に生成できる世界をもたしらしてくれたことは、素晴らしいことだと思っています。しかし、写真家が、ひとりのアーティストやクリエイターが人生をかけて取り組んだ作品までも AI が著作権者の許諾なく学習し、その作品と似たような画像を簡単に生成できてしまう状況（*1）は、アーティストやクリエイターの活動や作品に対する敬意を欠いているという思いがあります。

藤崎 敬意やモラルが欠けるというのが一番大き

な問題ですね。生成AIを使った写真の補正、修正についてはどうでしょうか。

棚井 かつて写真家たちが暗室で駆使してきたテクニックが、フォトショップなどの修正ツールで行えるようになったことは素晴らしい進化だと思います。そのレベルでのツールの利用であれば、現在の写真における問題は生じないかもしれません。しかし、生成AIは、写っているものを容易に消去することができます。仕事における利用のメリットは大きいでしょう。一方で、従来からの「作品」としての写真を考えたとき、自分の表現を追求し続けることで、シリーズ作品を創り上げていく写真家の行為によって時間と魂をたっぷり溜め込んだ写真は、生成AIによって生成することができるものではないと考えています。

TALK.2

**コンタクトシート全体を見ると
写真家の美学や信念がわかる。**

藤崎 写真家間の著作権に関わる訴訟で、スイカ写真事件（*2）や廃墟写真事件（*3）のように、類似性や依拠性、また何をどう撮るかという被写体の選択等が争われる裁判がありますが、写真におけるアイデアと表現の問題をどう考えればいいでしょうか。

棚井 写真家には、写真作家と呼ばれる活動スタイルがあります。僕がそのような写真家の作品を見るときには、複数のシリーズ作品を群れで見るようにしています。すべての写真を群れで見つめると、その写真家が何をしたかったのか、どんな生き様なのかが浮かび上がってくることがあります。それが見えてくる作品に出会えたときは、心が躍ります。そのとき、一部の作品が他者の作品と類似していると

*1 画像生成AI／テキストで指示を入力するだけで画像やイラストを瞬時に作成できる便利なツールである一方、機械学習の過程でインターネット上の膨大な写真や作品が無断で読み込まれるため、海外では著作権侵害を理由にアーティストによる集団訴訟などが起きている。

*2 スイカ写真事件／スイカを被写体にした写真の類似性が問われた裁判で一審は、アイデアは共通しているが表現は違うとして著作権侵害の訴えを棄却。控訴審では、被写体の選択、組合せ、配置等に著作権法上の保護に値する創作的な表現を認め、類似性を肯定した。

*3 廃墟写真事件／原告が撮影した廃墟を被写体とする写真と同一の被写体を被告が撮影し、書籍を出版・頒布したことが著作権（翻案権）を侵害し、廃墟写真という写真ジャンルにおける原告の名誉毀損及び利益侵害を訴えた裁判。原審、控訴審ともすべて棄却された。



棚井氏のコンタクトプリント（撮影地：ポルトガル）

か、していないとかいうことよりも、その写真家がどのように被写体と対峙したのか、何を切り取ったのか、表現したのかということに、写真の絶対性とともに関心を惹かれます。

藤崎 絵画やデザインと違って、写真はそこに存在するものを撮るという意味で、創作性が難しい面がありますよね。廃墟写真のように誰が先に撮ったかという問題だけでなく、同じ人物や商品を撮影するなど、ビジネスではもっと条件が似たケースがあると思います。

棚井 仕事上、同じ商品、同じ人物を撮影する場合には、それぞれの固定されたイメージもあることから、また、これまでに何度となく写されてきた風景や建造物などにおいても似てしまう、もしくは偶然に一致してしまうといったことがあるでしょう。しかし、「作品」を創作する場合においては、自分の知識、情報、美学をもって表現行為に取り組んでいくと、そもそもそんなに似てしまうものなのか？と思うことがあります。さまざまな意見や考え方があるように、自分の写真を追求していくほどに、複数の作品が同じだと言われるほど似てしまうことの方が

むしろ不思議な感じがしています。

藤崎 美術やデザインでも同じですね。オリジナリティをきちんと追求して、しっかりしたコンセプトが先あって作ればそこに独創性が生まれるはずで、それが無いものは、たとえ裁判で許されても、倫理的にはアウトというケースもありますね。

棚井 実際に選り出した作品、公表された作品が1点であったとしても、その1コマに迫り着くまでに撮影したフィルムのコンタクトプリントを見れば、その写真家の被写体へのアプローチが分かります。たとえば、どのように被写体に近づいていったのか、あるいは距離を取りながら撮ったのかなどです。1点の写真、またはデザインにしても、創作者は葛藤しながら、変化しながら、表現を置き換えていくものであり、その過程の中から生み出されるものならば、絶対に個性が現れる。僕もそれを信じて創作活動に取り組んでいます。創作における過程はとても重要であり、類似性、依拠性についてもコンタクトプリントの存在がひとつの証明になるようにも思います。プリントを完成させたら、原版であるネガや、コンタクトプリントを処分してしまう写真家も存在しましたが、創作の過程で生み出されるものから得られることはたくさんありますね。

藤崎 ロゴのデザインなども同じですね。下書きを全部残しておけば、裁判でも主張できます。

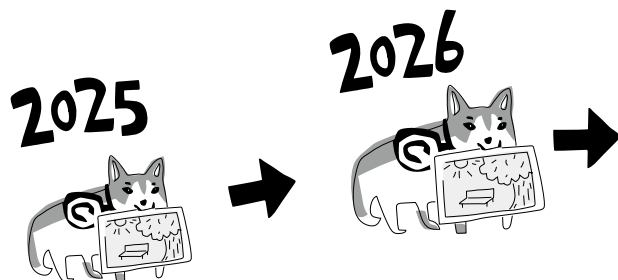
TALK.3

デジタルの時代だからこそ気をつけたい 写真の著作権と使用权の扱われ方。

藤崎 デザイナーと写真家で著作権譲渡について考え方が違うかもしれませんが、デザインの場合はロゴやシンボルマークのように、クライアントに著作権を譲渡するケースがあります。写真家の著作権譲渡についての考え方をお聞かせください。



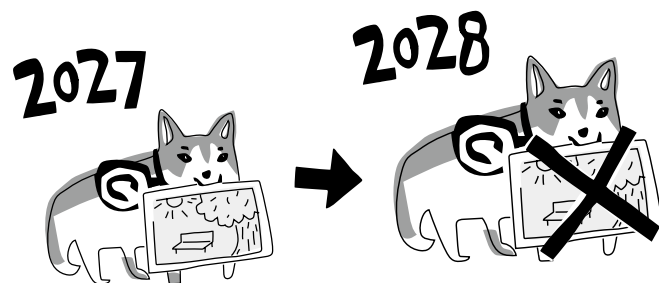
*4 コンペティションのガイドライン／不当なコンペティションをなくすため、JAGDAが作成したガイドライン。コンペティションに対するJAGDAの考え方をまとめたほか、主催者・応募者の双方にとってよりよいコンペティションを実施するため、応募要項のモデルフォーマットも掲載。



棚井 職業写真家と芸術作品に取り組む写真家によっても考え方に違いがありますが、JPCAでは、基本的に仕事で撮影した写真(著作物)については、写真家はその著作物の利用の対価を受け取るものであり、著作権は撮影者が保持することを奨励しています。広告などでの利用の場合には、利用形態、印刷物の数、期間など細かい取り決めによる契約が行われています。これはフォトコンテストなどの応募要項も同様で、著作権は撮影者に帰属することを前提として、入賞作品をどのような条件で、どれだけの期間利用するのか、主催者側にはしっかりと明記してもらいたいですし、応募する側も内容をよく理解した上で、参加することが大切だと考えています。

藤崎 多くのコンテストやコンペティションは、著作権法 27条・28条の権利の譲渡や、著作者人格権の放棄または不行使など、クリエイターにとって不当な条件が当たり前のように付けられています。主催者側はあまり深く考えずに、以前使われた雛形を踏襲することで、こうした状況が広がっていることがわかりました。JAGDAとしては、この現状を何とか改善していくためにコンペティションのガイドラインを作成し、著作権法 27条・28条の権利の譲渡や、著作者人格権の放棄または不行使を求めるコンペには後援、広報、審査員の派遣といった協力をしないことを決めました(*4)。

棚井 著作者人格権は、著作者に与えられる固有の



権利であり、財産権のように譲渡や相続、そして行使を放棄できないとても強い権利です。フォトコンテストの主催者が、受賞作品を自由にコントロールする目的で、「著作権は主催者に帰属する」あるいは、「使用权は主催者にある」といった条項を示し、さらに近年では「著作者人格権不行使特約」が加えられています。JPCAは、受賞作品を次のコンテストの告知に利用したいのであれば、例えば「3年間」というような表記を主催者をお願いしています。応募要項に詳しく記載してもらうことで、応募者、主催者双方の理解が進むように活動を進めています。セミナー講師、審査員などについては当会も同様の対応をしています。

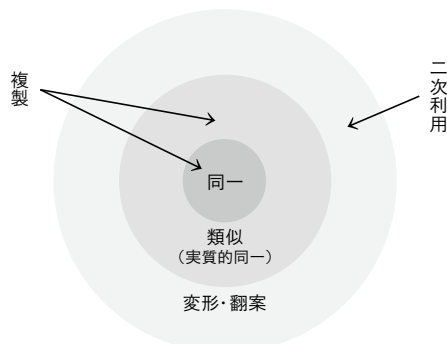
藤崎 写真データを渡してしまうと、大きなお祭りのフォトコンテストなどで、何年かしたら入賞作品や応募作品がポスターに使われるなんていうことが起こり得るのが怖いですね。主催者が作品を自由に使えるなんて大変なことです。

棚井 著作権は保持していても、利用に関する権利を認めた場合、無期限に利用され、何かあった際には著作者に責任が問われるケースもあり得ます。写真家が著作権を保持し、利用への対価をもらうことで次の創作資金を得て、活動している人も多いと思います。作品を円滑に利用してもらうためにも、作品を公表する際には、著作者の氏名を表示してもらうことが重要だと考えています。

棚井文雄／東京工芸大学にて写真家・細江英公氏に学び、卒業後、大倉舜二氏に3年間師事し、独立。2005年に渡英、その後ニューヨークに拠点を移す。作品収蔵にフランス国立図書館、ニューヨーク近代美術館など。JPCA常務理事「JPS「日本写真保存センター」」統括、日大藝術学部非常勤講師、文化庁文化審議会著作権分科会委員。

1. 著作権財産権とは

日本の著作権法は、人格権と財産権の二本立てになっています。人格権は前号で解説した通り、公表権、氏名表示権利、同一性保持権の3つから成り、誰にも譲渡や相続できない、著作物を生み出した人に付与される一身専属の権利です。財産権は、複製権、上演・演奏権、公衆送信権(*1)、頒布権、譲渡権、貸与権、翻案権などで構成されます。要するに、著作物を他者に利用してもらうことによって経済的な利益を取得する権利です。財産権は、その一部または全部を譲渡したり、相続したりできます。



著作権侵害の三重構造

2. 財産権は三重構造で保護される

著作権財産権の中で、最も問題となるのが翻案権です。「著作者は、その著作物を翻案し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する(著作権法第27条)」。

これは、例えば夏目漱石が日本語で『坊っちゃん』を書き、誰かが『坊っちゃん』を英語に翻訳して出版したい場合、漱石がイエス・ノーを言う権利です。文字の著作物である『坊っちゃん』から脚本を起こして舞台上で上演した

*1 公衆送信権／放送・有線放送権の他、画像や音楽ファイルなどの著作物をサーバーにアップロードして不特定多数の求めに応じてダウンロードできる状態にする送信可能化権や、ダウンロードさせる自動公衆送信権などが含まれる。

り、映画化しようとする場合にも、翻案となり、著作権者の許諾が必要です。

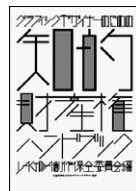
著作権侵害がどういう時に成立するか。左ページの図は、著作権財産権の侵害の範囲を示しています。著作権者の権利は、同一、類似(実質的同一)、さらに変形・翻案という三重の構造になっています。

まず、全く同じものを丸ごとコピーするのは、複製権の侵害になります。しかし少しでも変えればセーフかという、例えば小説の盗作が問題になる場合など、全く同じ文体ではなく少し変えたといっても、実質的に同一であれば、複製権の侵害になります。これを少しではなく、どんどん変えてみたらどうか、というのが翻案権の問題です。

翻案権は実に難しく、実質的な同一の範囲には当たらずとも、それが翻案や変形に当たる場合には、なお著作権者の権利が及びます。音楽でいえば編曲です。モーツァルトの著作権はとくに切れていますが、ギターの名曲『魔王』の主題による変奏曲などは、まさに「変形・翻案」の範囲です。小林亜星さんの楽曲「どこまでも行こう」と服部克久さんの「記念樹」というふたつの歌の著作権侵害の裁判(*2)で、第一審で小林さんは同一または実質的同一だと主張して負けて、次の控訴審では、これは「どこまでも行こう」を原曲とした編曲であり、編曲権の侵害であると主張を変更して逆転勝利しました。

翻案権には、自分が作った音楽を勝手に編曲させない権利が含まれます。これが鍵となり、服部さんの行為は著作権侵害であると高等裁判所は判断を下して、最高裁判所も支持しました。著作権財産権は同一・実質的同一を超えて、変形・翻案まで権利範囲になるというのが重要なポイントです。

*2 「記念樹」事件／楽曲「どこまでも行こう」の作曲者である小林亜星とその著作権者(編曲者)である有限会社金井音楽出版が、楽曲「記念樹」の作曲者である服部克久に対して、著作権侵害を理由に損害賠償を求めた裁判。



グラフィックデザイナーのための知的財産権ハンドブック／全国各地で開催しているJAGDA 知財権セミナーの内容を再構成し、まとめたもの。JAGDA オンラインショップから紙の書籍を購入またはPDF版を無料ダウンロードできます。

Q 既成書体を使ってロゴを制作することは許されますか？
著作権 Q & A

A 既成書体の数文字をそのまま利用する場合は、慎重に対応したほうがよいでしょう。変形して利用する場合は、許される範囲はかなり広いと考えられます。

印刷用の既成書体、すなわちタイプフェイス(*1)が著作物として保護されるかどうかは、判例などを見るかぎり必ずしもはっきりしていません。タイプフェイスの法的保護を求めて長年にわたり活動している日本タイポグラフィ協会は、1989年に発表した「望ましいタイプフェイス法的保護のあり方」の中で、タイプフェイスの保護の根拠を著作権法に求めています。その上で、「(印刷会社やデザイナーなどのユーザーが)正当に入手したタイプフェイスのフォントを用いて、組版(表示・印字)、印刷などのために使用すること」は、いちいちタイプフェイスの著作権者の許諾を得るまでもなく容認されるとしています。しかし、これは印刷物作成のための許諾であり、ロゴとして使用することまでを容認しているわけではありません。



LOGOTYPE

つまり、権利者の立場から言うと、グラフィックデザイナーが既成書体の数文字をそのままロゴに利用できるのは、印刷用の「短い文字組み」として判断される場合に限られ、デザイン創作物としてのロゴまでが許されるわけではないことになります。さらに、この立場からは、デザイナーやクライアントが、そのロゴを商標登録したり、ロゴの著作権を主張したりして、同じタイプフェイスを利用した類似のロゴの使用を抑えることはできないということです。

本来、毛筆の書やカリグラフィは、わが国の判例でも「美術の著作物」としてはっきりと保護されています。ロゴは、いわばタイプフェイスとカリグラフィの中間に位置するものですから、他人の制作したタイプフェイスを利用するにあたっては、権利者の許諾を得るなど、慎重な対応が望まれます。

しかし、タイプフェイスが著作物として保護されることを認める立場でも、このうちの数文字をある程度変形してロゴを作ることは是非については、意見が分かれています。なぜなら、万人の共有財産としての「文字」のデザインを対象とするタイプフェイスの権利範囲は自ずと狭く、既成のタイプフェイスを多少とも変形したロゴについては著作権は及ばないとする考え方が通説的だからです。このように「著作権は認めるがその権利範囲を狭く解釈する」という手法は、コンピュータプログラムなどの機能的な著作物に共通する考えです。

なお、タイプフェイスに著作権の保護が及ぶとすれば、既成の一組のタイプフェイスを改変して別の一组のタイプフェイスを制作した場合は、あきらかに著作人格権(同一性保持権)または著作財産権(翻案権)を侵害することになります。

*1タイプフェイス／記録や表示、印刷などの文字組に使用するため、統一的なコンセプトに基づいて作成された文字や記号等を揃えた一組のデザイン。元は金属活字の字面を意味した言葉で、一般的にいわれる「書体」のこと。



グラフィックデザイナーのための本1 著作権 Q & A
／グラフィックデザイナーが身につけておきたい著作権知識をまとめた一冊です(JAGDA公式サイトから無料ダウンロードできます)。この記事は本書から抜粋した内容を補足・改稿しています。

今回は、商品包装のデザインに関する裁判例を紹介します。東京地裁平成 29 年11月30日判決です。

原告は個人のデザイナー、被告は包装フィルムの製造委託を受けている会社です。原告は、平成 24 年 7 月頃から平成 27 年 9 月頃までの間に、被告から注文を受けて、食品の包装デザインを制作しました。原告・被告間において契約書は作成されておらず、依頼の際には注文書と受注確認書のやりとりがあるのみで、著作権など権利関係の記載はありませんでした。

平成 25 年 8 月頃になると、被告からの仕事の依頼数が減少しました。原告は自身のデザイン案の一部が改変されていることに気づきましたが、それに異議を述べず、被告に対し仕事の継続を求めています。平成 26 年 9 月には、原告は被告に対して、仕事の依頼が減っていることを理由として、デザイン報酬の見直しを求めましたが、その際もデザインの改変について異議を述べることはありませんでした。そして、平成 28 年 7 月、被告が原告のデザインを改変して顧客に納品したことについて、複製権、翻案権、譲渡権、同一性保持権の侵害を理由として、被告に対して約 1,111 万円を請求する訴訟を提起しました(*1)。

裁判所は、包装デザインについて、顧客の要望に応じて修正が加えられることが業務上当然に想定されており、原告もそのことを理解していたこと、原告は、修正可能なデータ形式で納品しており、被告が自由に修正できる状況にあったことを認定しました。また、原告と被告の間で、顧客からの修正に

*1／さらに原告は、被告が訴訟手続において原告の絵画を複製して証拠提出したことについても複製権の侵害に当たると主張しましたが、裁判所はこれについて、著作権法 42 条 1 項（現 41 条の 2 第 1 項）に基づき、「裁判手続における複製」として適法と判断しました。



関する取り決めが特にされていなかったこと、そのうえで、原告は自身のデザインに改変が加えられていたことを知っていながら、改変そのものに対して異議を述べたことはなく、むしろデザイン料の増額を求めるなど、被告との取引継続を希望する態度を示していたことや、改変の一部については明示的に承諾していた事実も認定しました。これらの事情を総合的に考慮し、裁判所は、原告が当初から被告によるデザインの使用および改変を包括的に承諾していたと判断し、著作権侵害の成立を否定しました。

本件は、契約段階で権利関係を明確にしておくことの重要性を示しています。著作権や改変の範囲について明確な取り決めがあれば、訴訟は回避できた可能性があります。また、著作権侵害が疑われる場合は、早期に異議を表明することが実務上きわめて重要です。



前原一輝／1983年生まれ。2006年、東京大学法学部卒業。2009年、山梨学院大学法科大学院卒業。2011年、弁護士登録。2012年より麹町パートナーズに所属し、多数の著作権事件（出版、映画、スマホゲーム、その他）に関わった。近年は、インターネット上の著作権問題も多く扱う。2023年5月から高樹町法律事務所にて主に著作権法に関する業務を行なう。一方 JAGDA 知財権セミナー等で講師を務める。Youtube で著作権に関する動画を配信中（チャンネル名「弁護士前原一輝の著作権講座」）

子供を対象とするものから、プロを対象とするものまで、様々な美術に関するコンクール等が開催されております。これらのコンクール等は美術家の励みとなり、日本の美術の振興に大いに役立つと共に、子供たちの美術への関心を高め、美術家になる一助になるなど、美術の世界の発展にとっても大きな寄与となっており、感謝に堪えません。

ただ、そうしたコンクール等の応募要領を見ると、応募者に対して主催者に応募作品や入選作品の著作権を譲渡させ、更に著作者人格権の不行使も約束させるものが散見され、更に応募作品はコンクール等終了後も返却しないとされている例も見られます。私たちは、このような規定を設けることは不要であり、不適切だと考えます。一般的に主催者は、コンクール等の発表や、その広報や宣伝、また記録のために、冊子・チラシ・ポスターなどでの利用や、ホームページやデジタルアーカイブでの利用ができれば十分なはずであり、著作権を主催者に帰属させる必要はありませんし、応募者の所有物である作品を返却しないでよい理由はありません。

一方、著作権を譲渡してしまった入選者は、自分を紹介するホームページにその作品を掲載することにさえ主催者の承諾が必要になるばかりか、自身の作品集を出版するときにも主催者の承諾が必要になります。

美術作品は作者の人格の反映です。その作品を自由に改変したり、著作者名を表示しないで利用する権利を主催者が持つ必要はありません。著作者人格権の不行使特約は不要です。

私たちは、コンクール等の趣旨やその後の入選作品の利用予定を踏まえた上で、出来るだけ応募者の権利を尊重する応募要領を定めていただきたいと切に願うものです。

以上

声明文についての説明（概要）

この声明は、著作者の権利を譲渡させる内容になっていないかなど、コンクールの応募要領を見直し改めていただくものです。

応募作品の返却について明記されていない、あるいは、受賞作品の所有権が主催者に譲渡されるといった応募要領もあります。しかしながら、応募作品の所有権は応募者にあります。

主催者はコンクールの紹介や記録として受賞作品を利用できれば十分なはずで、逆に著作権を譲渡してしまったら、受賞者は主催者の許諾なく自分の作品を利用できません。

商業的に長く、改変を含めて用いることが予定されている場合には、受賞が決まったときに、改めて著作権譲渡や著作者人格権の取り扱いに関する書面を交換するようにしてください。また、作者が自分の履歴や作品集に受賞作品を自由に掲載できる、著作権譲渡に応じた適切な賞金額にする、などの配慮をお願いします。

作品それ自体の所有権についても同様です。美術館等に長く展示する作品の募集のような例外的場合を除き、所有権の移転の必要はありません。例外として所有権も移転させる場合は、そのような作品の売買価格としての相当な賞金額を設定して下さい。

また、応募作品が多数に上り返却作業が困難な場合でも、返却を希望する応募者にだけでも返却するよう努めて下さい。やむを得ず返却を行わない場合には、返却が困難なことを説明して目立つように記載するなどの配慮をお願いします。

私たちが考える「応募要領」の例(略)

- ① 一般的な著作権の譲渡などを行わない場合
- ② 例外として著作権の譲渡などを求める場合

*1 一般社団法人日本美術著作権連合／1965年発足。長年にわたり美術・デザイン領域の著作権の普及・啓発活動を行う。現在、以下の7団体が加盟。
（一社）日本美術家連盟、（公社）日本グラフィックデザイン協会、（二社）日本児童出版美術家連盟、（一社）東京イラストレーターズ・ソサエティ、（二社）日本図書設計家協会、（一社）日本出版美術家連盟、（一社）日本理科美術協会

*2 声明文全文／一般社団法人日本美術著作権連合 公式サイトに掲載。
<https://www.jartokyo/notice/>



2024年11月1日に施行された「フリーランス新法(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)」は、企業に属さずに働く私たちフリーランスにとって、公正な契約と適正な報酬を守るための重要な法的基盤です。

とくにグラフィックデザイナーのように知的創造を生業とする者にとって、この法律を正しく理解することは、作品の価値を守る“盾”であり、適切な条件を主張する“銚”でもあります。

まず、発注者がフリーランスに業務を委託する際には、以下の7項目が法的義務として定められています。

1. 書面等による取引条件の明示(報酬額、支払期日、業務の内容など)
2. 報酬支払期日の設定(納品から60日以内の報酬支払が原則)
3. 報復の減額、不当な返品ややり直しなどの禁止
4. 募集・発注内容的確表示(誤認を招く表現の排除)
5. 育児・介護と業務の両立への配慮(就業日や時間の調整、オンライン業務の実施など)
6. ハラスメント対策の体制整備(相談窓口の設置)
7. 中途解除の予告および理由開示(原則 30 日前までの予告など)

これらは努力目標ではなく、遵守が求められる法的義務です。違反があれば、発注者は行政指導や企業名の公表といった処分を受けることになります。

しかし、実際の現場ではこれらが守られていないケースも少なくありません。

「発注時に報酬額が知らされなかった」「支払期日が曖昧」「突然キャンセルされた」といった例は、決して珍しくないのが現実です。

こうしたトラブルを回避するためには、まず契約書や発注書によって条件を明文化することが必須です。納品形式、修正回数、著作権の帰属、公開範囲、報酬の支払いタイミングなどを事前に合意し、記録に残しておくことで、後の誤解や損失を防げます。

さらに、案件ごとにヒアリングシートや確認事項リストを自作しておく、条件確認の抜け漏れを防ぎ、交渉の効率化にもつながります。

「契約書を求めたら敬遠されるのでは」とためらう必要はありません。条件交渉はプロとして当然の行為であり、むしろ誠実な仕事の進め方として、発注者からの信頼にもつながります。

「条件をきちんと確認してくれる人」は、結果として“頼れる存在”として記憶され、継続的な受注にも結びつくのです。

今後、AIの進化により、デザインの創造性や創造性が疑われる時代が到来するかもしれません。だからこそ、プロフェッショナルなデザイナーは、自らの創作過程を記録し、誰がどのように生み出したかを証明できる体制を整える必要があります。それは知的財産を守る“自衛手段”でもあるのです。

フリーランスとして活動する以上、作品のクオリティだけでなく、知識・交渉力・記録力の三本柱が求められます。

あなたのデザインには、それを守るだけの価値があります。だからこそ、法制度と向き合い、自分の価値を守る意識と行動が、自由と責任を両立させる“真のプロフェッショナル”への第一歩となるのです。

最後に、読者の皆さんがこれまでに体験した不当な取引や疑問に感じた契約事例などがあれば、ぜひ共有してください。こうした知見の共有が、フリーランス全体の取引環境の改善につながるはずです。

chizai@jagda.or.jp (JAGDA 創作保全委員会宛)

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
(フリーランス・事業者間取引適正化等法) 説明資料

<https://www.jftc.go.jp/file/publicppt.pdf>

新しい法律の「理解度診断」(公正取引委員会)

https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2024/

フリーランス・事業者間取引適正化等法の違反被疑事実についての申出窓口

<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinkoku/freelance.html>

植木 誠／創作保全委員会 副委員長。株式会社シセイ堂デザイナー代表取締役。プロフェッショナルデザイナーのアドボカシー(競争唱導)活動に長年取り組む。現在、内閣府公正取引委員会委員。下請取引等改善協力委員を務める。2019年東京リーガルマインド弁理士コース履修。2024年東京大学 UTokyo Design School 修了。

契約書と著作権は、
なぜ重要なのか。
創作保全委員だより（梶友宏）

企業に所属していた時、課題と解決、その表現で結果を出すことは重要なことのひとつだった。独立してからは、それが最上位になった。しかし、JAGDAの創作保全という重要な活動に参加させていただく中で、結果と同じ比重で、その入り口となる契約書と著作権の大切さを実感している。なぜならば、受発注者の合意形成による持続的な関係性の構築に、それらが非常に重要だからである。

デザインの著作権の要所は、著作権法第27条(翻案権／8頁参照)、28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)。この内容について簡易的に意識すれば、「提供したデザインの形を勝手に変えないでください」、ということ。これを、依頼者と制作者、二つの視点で、「制作物のリサイズ」を例に見てみよう。クライアントは、要件をまとめ、デザイナーに依頼する。納品物は自分たちの自由に使えるものだと思う。であれば、別のメディアにリサイズして使いたい、と思う。良いメッセージのデザインであれば、なおさらだ。場合によっては、印刷の時に業者に指示をして、リサイズが行われるかもしれない。費用を抑えながら、ウェブからポスターまでの広告ができた。

他方、制作者は、想定されるメディアに最適な設計を行う。依頼主の予算状況を鑑みた低い制作料金でも、より良いものを提供できるように最善を尽くし、メディアの掲出場所、ターゲット、クライアントの状況などを考慮した最適な情報・レイアウトをデザインし、クライアントへ納品する。気づけば、想定していないメディアで、当初のレイアウトと異なる広告が掲出されている。

前者にとってリサイズとは、単純にサイズが変わること。後者にとってリサイズとは、メディアの役割が変わること。契約書が、互いの主義を主張するためのものでは、創作の未来は暗い。相互成長のための約束であってほしい。その意味では、「契約書」から「協業書」にしても良いかもしれない。

2024年度 第12回委員会

3月19日(水)13:30-16:00 @JAGDA 事務局

- 顧問弁護士から「地方自治体の仕様書」「地方自治体を委託者とするデザイン業務委託仕様書の問題点」に関する報告と、それを踏まえた「デザイン制作契約ハンドブック」修正原稿の説明。
- 福岡の知財権セミナーのアンケート結果を確認。
- 知財権セミナー基礎編の進行台本改訂版を検討。
- 日本美術著作権連合「コンクール等の応募要項における権利擁護に関する声明文」の最終版を確認。

2025年度 第1回委員会

4月23日(水)14:30-17:00

@ インターナショナル・デザイン・リエゾンセンター

- 顧問弁護士が作成した「デザイン制作契約ハンドブック」最終案を確認し、会員が理解しやすく使いやすい内容になるよう、委員会での検討作業を継続。
- 福岡の知財権セミナーで紹介した著作権侵害事例のその後の経緯を確認。
- 日本美術著作権連合が4月14日に発表した上記声明文に関する新聞報道を確認。
- 会員から相談のあったデザインの類似事例について、当事者同士が話し合いで解決したことを確認。

第2回委員会

5月20日(火)13:30-16:30

@ インターナショナル・デザイン・リエゾンセンター

- 「デザイン制作契約ハンドブック」の内容について、各委員が担当した部分の修正案を持ち寄り、検討・協議。

第3回委員会

6月17日(火)14:30-17:00

@ インターナショナル・デザイン・リエゾンセンター

- 「デザイン制作契約ハンドブック」の内容について、基本契約書と発注書(仕様書)に分離する案を検討。
- 日本美術著作権連合と加盟団体が締結する著作権管理委託契約の委任約款案と、加盟団体がそれぞれの会員と締結する委任約款の改訂案を確認。